

応募期限：
2月7日（月）
までをお願いします。

鳥取県海面でのキジハタの採捕サイズ 規制（案）についてご意見をお寄せください！

鳥取県では、キジハタの資源増殖を推進するため、キジハタの採捕サイズ規制を検討しています。

このたび、規制に係る鳥取海区漁業調整委員会指示の案を作成しましたので、県民の皆さまのご意見をお寄せください。

規制に係る鳥取海区漁業調整委員会指示（案）の概要

〈委員会指示内容〉

鳥取県海面で、船舶を使用して全長 27cm 未満のキジハタを採捕してはならない。意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

※陸からキジハタを釣った場合は、放流義務はありません。

●委員会指示による規制の背景

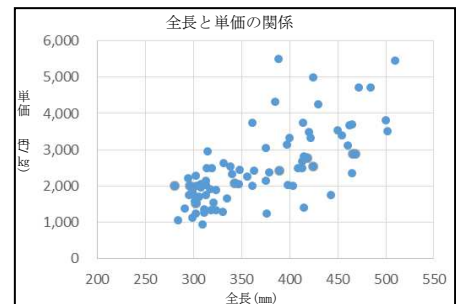
- ・現在、漁業者は資源管理のために、自主規制によりキジハタの小型魚の再放流や種苗放流に取り組んでいる。
- ・その効果を十分発揮させるために、委員会指示により漁業者だけでなく、一般の方にも規制を適用し、資源管理を確実に進める。



キジハタ

●キジハタの採捕サイズ規制の根拠

- ・キジハタは産まれた時は雌として生まれ、大きく成長すると雄に性転換する「雌性先熟」の魚である。
- ・全長 27 cm 程度の個体から産卵を本格的に始めるため、小型魚の保護は産卵親魚を保護することになる。
- ・漁獲サイズが大きければ、単価も高くなる。



●これまでの漁業者の取組

- ・小型魚保護のため、一部地域では平成 20 年から 22 cm 未満魚の保護を実施。
- ・平成 23 年第 1 回鳥取県沿岸漁業調整協議会において、全長 27 cm 未満魚の再放流を米子市から鳥取市の海面で実施することが決定された。
- ・平成 28 年から始まった種苗放流事業を機に、県下統一で全長 27 cm 未満の小型魚の再放流に取り組んでいる。



鳥取海区漁業調整委員会指示（案）の閲覧方法

- ・県庁県民参画協働課、各総合事務所県民福祉局、日野振興センター日野振興局、東部・八頭庁舎、県立図書館、各市町村の窓口で閲覧できるほか、県水産課のウェブページでもご覧になれます。
ウェブページのアドレス：<https://www.pref.tottori.lg.jp/295751.htm>
- ・郵送をご希望される方は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

応募方法

- ・電子メール、県のウェブページ応募フォーム、郵送またはファクシミリのいずれでも応募できます。
- ・提出される様式は自由ですが、このチラシ（裏面）もご利用になれます。

結果の公表

いただいたご意見への対応については、後日、とりまとめてウェブページ等で公表します。

《応募・問合せ先》

鳥取海区漁業調整委員会事務局（県庁水産課内）

郵 送：〒680-8570

鳥取県鳥取市東町 1 丁目 220 番地

電 話：0857-26-7339

0857-26-7318

ファクシミリ：0857-26-8131

電子メール：suisan@pref.tottori.lg.jp

【鳥取県海面でのキジハタの採捕サイズ規制（案）
に対する意見応募用紙】

《応募先》 鳥取海区漁業調整委員会事務局（県庁水産課内）
〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目220番地
ファクシミリ：0857-26-8131 電子メール：suisan@pref.tottori.lg.jp

ご意見記載欄

*記載欄には着色をしないでください。行数は大きく変更しないでください。

ご意見ありがとうございました。

差し支えなければ、下記にもご記入ください。

お住まいの市町村	鳥取県	市・郡	町（以下、不要）	
年代	<input type="checkbox"/> 10歳代	<input type="checkbox"/> 20歳代	<input type="checkbox"/> 30歳代	<input type="checkbox"/> 40歳代
	<input type="checkbox"/> 50歳代	<input type="checkbox"/> 60歳代	<input type="checkbox"/> 70歳代	<input type="checkbox"/> 80歳代以上
性別	<input type="checkbox"/> 男性	<input type="checkbox"/> 女性	（ <input type="checkbox"/> 男性・女性を選択しない）	